

安全工学会研究会に関する規約

(研究会)

第1条 研究会は、特定非営利活動法人安全工学会（以下 本会という）の定款に定める目的を達成するために特定の分野の研究活動の推進を目的として設置され、複数の会員によって構成される。

2. 本規約における会員とは、本会定款第6条に定める会員および維持会員または賛助会員に所属する者とする。

(研究会の設置・廃止)

第2条 研究会の設置、および設置期間中の廃止は、学術委員会での審議を経て、理事会が決定する。

2. 理事会は、会誌、ホームページ、あるいは電子メールなどによって、研究会の設置および廃止を会員に公知する。
3. 研究会を設置しようとする会員は、所定の事項を記載した申請書を、会長宛に提出するものとする。申請書は、通年で受け付ける。
4. 設置期間中に研究会を廃止する場合は、主査から会長に申し出る。
5. 研究会が長期間にわたって活動を行っていない場合、あるいは本会の目的に反する活動を行った場合は、学術委員会の発議、理事会での審議を経て、研究会を廃止することができる。

(研究会の設置期間と延長)

第3条 研究会の設置期間は、1期3年以内とする。

2. 研究会の設置の延長を妨げない。延長は、第2条に定める設置と同様の手続きによる。

(研究会の構成員)

第4条 研究会の構成員の半数以上は本会会員とする。

2. 研究会には、会員資格を持つ主査および副主査をおく。
3. 研究会の構成員となることを希望する者は、研究会主査に申請し、承認を得る。
4. 研究会の構成員に変更があった場合は、主査は本会事務局に届け出る。

(活動の報告と成果の取り扱い)

第5条 研究会は、毎年度末に文書によって理事会に活動報告を行う。

2. 研究会の活動内容および研究成果は、原則として設置期間中、あるいは設置期間満了後、速やかに本会が主催、共催または後援する行事において、あるいは本会会誌にて公表する。
3. 研究成果は、原則として本会に属する。特に取り扱いを定める必要がある場合は、本会と協議の上決定する。また、前項による公表および構成員による学術発表を妨げるものではない。

(活動経費)

第6条 研究会は、毎年度毎に活動に必要な経費を理事会に申請することができる。

2. 理事会は、研究会から活動経費の申請があった場合は、その内訳を審議し、適正な額を決定し交付する。
3. 活動経費を交付された研究会の予算執行は、主査からの申し出に基づいて、本会事務局が行う。研究会は、事務局の指導に基づいて適切に予算を管理する。

(改訂)

第7条 本規約の改訂あるいは廃止は、理事会の議決による。

付則 本規約は平成17年5月18日より発効する。

本規約は平成30年3月15日から改訂発効する。(第286回理事会にて承認)